

1,4-ジオキサン等の排水基準等について

大阪府における排水基準等についての基本的考え方

1. 上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として水質汚濁防止法に定める一律排水基準の10分の1の値（環境基準値と同じ値）を上乗せ排水基準として、水質汚濁防止法に定める特定事業場に適用する。
2. 上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の一律排水基準を適用する。
3. 生活環境保全条例で定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準及び地下浸透規制を適用する。

論点 1 1,4 - ジオキサン等についても基本的考え方を適用してよいか

基本的考え方を適用した場合の排水基準案

考え方 1 及び 3 に基づき、上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場に適用する排水基準は次のとおり

	排水基準案	(参考) 現行基準
1,4-ジオキサン	0.05mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	0.02 mg/L

考え方 2 及び 3 に基づき、上水道水源地域以外の特定事業場及び届出事業場に適用する排水基準は次のとおり

	排水基準案	(参考) 現行基準
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	0.2 mg/L

基本的考え方を適用した場合の届出事業場の地下浸透規制

有害物質が検出される水を地下浸透させてはならない。

論点 2 暫定排水基準は必要か

新たに排水基準を設定する場合や強化する場合には、従来から直ちに基準遵守が困難な業種には期限を付して暫定排水基準を設定している。1,4-ジオキサンの法に基づく排水基準を

検討している中央環境審議会の専門委員会でも、今後暫定排水基準の設定を検討する予定となっている。

・既設事業場について

PRTR 法で 1,4-ジオキサン^①の届出がある事業場で、上水道水源地域に立地し、公共用水域に排水のある事業場は 1 事業場のみ

事業場	対象	使用実態	届出排水量	1,4-ジオキサン排水濃度
A	生活環境保全条例 (化学の洗浄施設 保有)	ドラム缶から手 動ポンプを用い た小型容器への 小分け	2 m ³	0.006mg/L (H22.6.23)

排水基準が 0.05mg/L の場合、基準を遵守できる見込み。

・新設事業場について

上水道水源地域での上乗せ基準設定に関して、暫定基準が必要かどうか
上水道水源地域以外の届出事業場で、暫定基準が必要な施設、業種があるか

(参考) 1,4-ジオキサンの使用の可能性のある生活環境保全条例の届出施設

四 化学工業の用に供する施設で、次に掲げるもの

- イ 洗淨施設
- ロ 反応施設
- ハ 分離施設
- ニ 混合施設

九 非鉄金属製造業の用に供する洗淨施設

十 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設で、次に掲げるもの

- イ 洗淨施設
- ハ 湿式集じん施設

十四 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第300号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げるものに限る。)

(注)一 汚泥の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの

- 三 汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの
 - ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
 - ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの

四 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)

五 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)

- イ 一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの
- ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
- ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの

六 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの

八 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

- イ 一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの
- ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの

十一 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

* 「国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条

